

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-2
許認可等の種類	食鳥処理の事業の変更の許可			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条			
許認可等の概要	食鳥処理の事業の許可を受けた者が、食鳥処理場の構造又は設備を変更しようとするときの許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (変更の許可等) 第6条 第3条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。 3 食鳥処理業者は、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき、又は第1項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条及び第3条 (構造設備基準) 第2条 法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、別表第1のとおりとする。 2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場(法第3条の許可と同時に法第16条第1項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。)の構造又は設備に係る法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。</p> <p>(軽微な変更) 第3条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。 一 食鳥処理に使用する機械の変更 二 照明装置の変更 三 食鳥処理場内の水道配管の変更</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			